

一般財団法人土浦市産業文化事業団事務委任決裁規程

(昭和48年5月4日規程第2号)

改正	昭和50年4月1日規程第2号	改正	昭和51年2月1日規程第1号
改正	昭和52年6月1日規程第2号	改正	昭和54年6月1日規程第2号
改正	昭和55年5月31日規程第1号	改正	昭和56年2月9日規程第3号
改正	昭和57年3月25日規程第1号	改正	昭和57年6月1日規程第5号
改正	昭和58年3月28日規程第2号	改正	昭和58年6月27日規程第7号
改正	昭和60年1月17日規程第2号	改正	平成3年3月26日規程第2号
改正	平成3年9月10日規程第6号	改正	平成5年3月25日規程第2号
改正	平成6年3月25日規程第2号	改正	平成9年3月25日規程第2号
改正	平成9年9月3日規程第9号	改正	平成10年3月25日規程第2号
改正	平成14年3月26日規程第2号	改正	平成15年3月24日規程第2号
改正	平成16年3月23日規程第3号	改正	平成18年3月28日規程第2号
改正	平成19年3月27日規程第2号	改正	平成21年3月27日規程第1号
改正	平成22年3月29日規程第2号	改正	平成25年3月28日規程第1号
改正	平成29年5月12日規程第3号		

(目的)

第1条 この規程は、別に定めるもののほか、一般財団法人土浦市産業文化事業団事務局組織規程第10条の規定に基づき、理事長の権限に属する事務の委任決裁について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 委任 理事長の権限の一部を受任者にうつし、受任者の権限としておこなわせることをいう。
- (2) 専決 理事長又は理事長の権限の委任を受けた者の権限に属する事務を常時その者に代わって決裁することをいう。
- (3) 代決 理事長又は理事長の権限の委任を受けた者、並びにそれらが不在のとき又は事故あるとき一時代わって決裁することをいう。

(委任の留保)

第3条 理事長は、この規程に定める委任事項であっても、特に必要があるときは、自らこれらの事務を行うことがある。

(報告の徴収等)

第4条 理事長は、この規程の定めるところにより、委任する事務については必要があるときは、報告を徴し、又は必要な指示をすることができる。

(委任事務の処理の特例)

第5条 この規程の定めるところにより、事務の委任を受けた者は、委任事項であっても、次の各号の一に該当する場合には、その処理について、あらかじめ理事長の指示を受けなければならない。

- (1) 事案が重要又は異例と認められるとき。
- (2) 事案について、疑義があるとき。

(常務理事への委任)

第6条 理事長は、常務理事に別表第1に掲げる事項を委任する。

(事務局長への委任)

第7条 常務理事は、事務局長に別表第2に掲げる事項を委任するものとする。

(管理事務所長への共通委任)

第8条 管理事務所の長への共通委任事項は、別表第3に掲げるものとする。

(専決の制限)

第9条 この規程に定めるものであっても、特命があるとき又は、専決者において当該事務が重要若しくは異例に属すると認めるときは、上司の決裁を受けなければならない。

(類推による専決)

第10条 この規程に専決事項として定めのないものであっても事務の内容により専決することが適当であると類推できるものについては、この規程に準じて専決することができる。

(専決の報告)

第11条 この規程により専決したもののうち、必要と認められるものについては、上司に報告しなければならない。

(副理事長の専決事項)

第12条 副理事長は、別表第4に掲げる事項を専決するものとする。

(常務理事の専決事項)

第13条 常務理事は、別表第5に掲げる事項を専決するものとする。

(事務局長の専決事項)

第14条 事務局長は、別表第6に掲げる事項を専決するものとする。

(事務局次長の専決事項)

第15条 事務局次長は、別表第7に掲げる事項を専決するものとする。

2 事務局次長を置かない場合は、別表第7に掲げる専決事項を事務局長が専決するものとする。

(所長の共通専決事項)

第16条 所長の共通専決事項は、別表第8に掲げるものとする。

(所長の個別専決事項)

第17条 所長の個別専決事項は、別表第9に掲げるものとする。

(代決者の代決の順序)

第18条 決裁権者が不在又は事故のあったときは、次に掲げる決裁区分に応じて代決するものとする。

決 裁 区 分	第 1 順 位 者	第 2 順 位 者
理 事 長	副 理 事 長	常 務 理 事
副 理 事 長	常 務 理 事	
常 務 理 事	事 務 局 長	
事 務 局 長	事 務 局 次 長	事 務 局 長 補 佐
事 務 局 次 長	事 務 局 長 補 佐	主 務 係 長
管 理 事 務 所 長	所 長 補 佐	主 務 係 長

(代決の制限)

第19条 この規程により代決する場合においても、重要又は異例に属する事務については、代決することができない。ただし、特に急施を要するものは代決することができる。

(代決文書の後閲)

第20条 この規程により代決したもののうち、当該代決者において必要と認めるものについては、それぞれ上司の後閲を受けなければならない。

付 則

この規程は、昭和48年5月4日から施行し、昭和48年4月12日から適用する。

付 則 (昭和50年4月1日規程第2号)

この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

付 則 (昭和51年2月1日規程第1号)

この規程は、昭和51年2月1日から施行する。

付 則 (昭和52年6月1日規程第2号)

この規程は、昭和52年6月1日から施行する。

付 則 (昭和54年6月1日規程第2号)

この規程は、昭和54年6月1日から施行する。

付 則 (昭和55年5月31日規程第1号)

この規程は、昭和55年5月31日から施行する。

付 則 (昭和56年2月9日規程第3号)

この規程は、昭和56年2月9日から施行する。

付 則 (昭和57年3月25日規程第1号)

この規程は、昭和57年3月25日から施行する。

付 則 (昭和57年6月1日規程第5号)

この規程は、昭和57年6月1日から施行する。

付 則 (昭和58年3月28日規程第2号)

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

付 則 (昭和58年6月27日規程第7号)

この規程は、昭和58年7月1日から施行する。

付 則 (昭和60年1月17日規程第2号)

この規程は、昭和60年3月1日から施行する。

付 則 (平成3年3月26日規程第2号)

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

付 則 (平成3年9月10日規程第6号)

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の規程の規定は、平成3年6月1日から適用する。

付 則 (平成5年3月25日規程第2号)

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

付 則 (平成6年3月25日規程第2号)

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

付 則 (平成9年3月25日規程第2号)

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

付 則 (平成9年9月3日規程第9号)

この規程は、平成9年10月1日から施行する。

付 則 (平成10年3月25日規程第2号)

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

付 則（平成14年3月26日規程第2号）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（平成15年3月24日規程第2号）

この規程は、土浦市勤労者野外活動施設条例（平成15年土浦市条例第19号）の施行の日から施行する。

付 則（平成16年3月23日規程第3号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成18年3月28日規程第2号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。ただし、別表第8第4項の改正規定は、公表の日から施行し、改正後の別表第8第4項の規定は、平成17年12月27日から適用する。

付 則（平成19年3月27日規程第2号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成21年3月27日規程第1号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成22年3月29日規程第2号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成25年3月28日規程第1号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成29年5月12日規程第3号）

この規程は、平成29年5月12日から施行する。

別表第1 常務理事への委任事項

- 1 歳入・歳出予算の収支及び決算事務に関すること。
- 2 現金（現金に代え納付される証券及び基金に属する現金を含む。）の出納及び保管に関すること。
- 3 有価証券（財産又は基金に属するものを含む。）に関すること。
- 4 物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）に関すること。
- 5 現金及び財産の記録管理に関すること。
- 6 会計事務の指導及び監督に関すること。
- 7 支出負担行為に関する確認に関すること。
- 8 入札の予定価格の決定に関すること。

別表第2 事務局長への委任事項

- 1 歳入・歳出予算の収支及び決算事務に関すること。
- 2 現金（現金に代えて納付される証券を含む。）の出納及び保管に関すること。
- 3 物品の出納及び保管に関すること。
- 4 小切手の振り出しに関すること。
- 5 現金及び財産の記録管理に関すること。
- 6 歳計現金等の指定金融機関への預金の決定に関すること。
- 7 給与その他の給付に係る支出負担行為に関する確認に関すること。
- 8 所得税、県民税、市町村税の払込みに関すること。

別表第3 所長への共通委任事項

- 1 現金（現金に代えて納付される証券を含む。）の出納及び保管に関すること。
- 2 物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）に関すること。
- 3 小切手の振り出しに関すること。
- 4 現金及び財産の記録管理に関すること。
- 5 歳計現金等の金融機関への預金の決定に関すること。

別表第4 副理事長の専決事項

- 1 常務理事の旅行命令及びその復命の受理に関すること。
- 2 別表第10に定める事項に関すること。

別表第5 常務理事の専決事項

- 1 事務局長の有給休暇の承認に関すること。
- 2 事務局長の旅行命令及びその復命の受理に関すること。
- 3 職員の3日以上旅行命令及びその復命の受理に関すること。
- 4 職員の療養休暇及び特別休暇の承認に関すること。
- 5 賃金支弁による臨時傭人の雇用に関すること。
- 6 別表第10に定める事項に関すること。
- 7 その他、事業団に属する事務について疑義を生じないものに関すること。

別表第6 事務局長の専決事項

- 1 副参事、事務局次長及び所長の有給休暇の承認に関すること。
- 2 副参事、事務局次長及び所長の旅行命令及びその復命の受理に関すること。
- 3 職員の扶養親族の認定に関すること。
- 4 職員の服務に関する諸届の受理に関すること。
- 5 職員の通勤手当及び住居手当に係る確認及び決定に関すること。
- 6 別表第10に定める事項に関すること。
- 7 その他所掌する事務に付随して生ずる前各号に類すると認められる事項の処理に関すること。

別表第7 事務局次長の専決事項

- 1 職員の事務分担の決定に関すること。
- 2 職員の有給休暇の承認に関すること。
- 3 職員の時間外勤務及び夜間勤務の命令に関すること。
- 4 職員の2日以内の旅行命令及びその復命の受理に関すること。
- 5 別表第10に定める事項に関すること。
- 6 1件の金額が5万円未満の不用品等の売却の承認に関すること。
- 7 広報資料その他資料の収集、作成及び配布に関すること。
- 8 その他所掌する事務に付随して生ずる前各号に類すると認められる事項の処理に関すること。

別表第8 所長の共通専決事項

- 1 職員の事務分担の決定に関すること。
- 2 職員の有給休暇の承認に関すること。
- 3 職員の時間外勤務及び夜間勤務の命令に関すること。

- 4 職員の2日以内の旅行命令及びその復命の受理に関する事。
- 5 別表第10に定める事項に関する事。
- 6 広報資料その他資料の収集、作成及び配布に関する事。
- 7 その他所掌する事務に付随して生ずる前各号に類すると認められる事項の処理に関する事。

別表第9 所長の個別専決事項

- 1 土浦市霞ヶ浦総合公園体育施設の長の専決事項
 - ア 霞ヶ浦文化体育会館及び水郷プールの管理及び運営に関する事。
 - イ 霞ヶ浦文化体育会館及び水郷プールの利用申込みに対する許可、取消し、変更等に関する事。
 - ウ 霞ヶ浦文化体育会館及び水郷プールの利用料金の徴収に関する事。
- 2 土浦市霞ヶ浦総合公園の長の専決事項
 - ア 国民宿舎「水郷」霞浦の湯施設の管理及び運営に関する事。
 - イ 国民宿舎「水郷」霞浦の湯施設の利用申込みに対する許可、取消し、変更等に関する事。
 - ウ 国民宿舎「水郷」霞浦の湯施設の利用料金の徴収に関する事。
 - エ 霞ヶ浦総合公園テニスコート施設の管理及び運営に関する事。
 - オ 霞ヶ浦総合公園テニスコート施設の利用申込みに対する許可、取消し、変更等に関する事。
 - カ 霞ヶ浦総合公園テニスコート施設の利用料金の徴収に関する事。
 - キ 霞ヶ浦総合公園ネイチャーセンターの管理及び運営に関する事。
- 3 土浦市レストハウス「水郷」の長の専決事項
 - ア 土浦市レストハウス「水郷」の管理及び運営に関する事。
- 4 土浦市亀城プラザの長の専決事項
 - ア 亀城プラザの管理及び運営に関する事。
 - イ 亀城プラザの利用申込みに対する許可、取消し、変更等に関する事。
 - ウ 亀城プラザの利用料金の徴収に関する事。
- 5 土浦市民会館の長の専決事項
 - ア 市民会館の管理及び運営に関する事。
 - イ 市民会館の利用申込みに対する許可、取消し、変更等に関する事。
 - ウ 市民会館の利用料金の徴収に関する事。
- 6 土浦市勤労者総合福祉センター「ワークヒル土浦」の長の専決事項
 - ア 勤労者総合福祉センターの管理及び運営に関する事。
 - イ 勤労者総合福祉センターの利用申込みに対する許可、取消し、変更等に関する事。
 - ウ 勤労者総合福祉センターの利用料金の徴収に関する事。
- 7 土浦市生涯学習館の長の専決事項
 - ア 生涯学習館の管理及び運営に関する事。
 - イ 生涯学習館の利用申込みに対する許可、取消し、変更等に関する事。
 - ウ 生涯学習館の利用料金の徴収に関する事。

別表第10

財務事項別専決基準表

専 決 権 者					
専 決 事 項	副理事長	常務理事	事務局長	事務局次長	所 長
1 収 入 調 定		300万円を 超えるもの	200万円を 超え, 300 万円以下	200万円以 下	100万円以 下
2 支 出 負 担 行 為					
1 報 酬			○		
2 給 料			○		
3 手 当			○		
4 賃 金		○			
5 法 定 福 利 費			○		
6 報 償 費	30万円を超 え, 100万 円以下	15万円を超 え, 30万 円以下	10万円を超 え, 15万 円以下	10万円以下	5万円以下
7 厚 生 福 利 費	20万円を超 えるもの	20万円以下			
8 退 職 給 与 金	30万円を超 えるもの	30万円以下			
9 交 際 費	1万円を超 え, 10万 円以下	1万円以下			
10 被 服 費		10万円を超 えるもの	5万円を超 え, 10万 円以下	5万円以下	
11 消 耗 品 費		50万円を超 えるもの	20万円を超 え, 50万 円以下	20万円以下	10万円以下
12 食 事 材 料 費					○
13 酒 類 及 び 飲 料 材 料 費					○
14 売 店 材 料 費					○
15 燃 料 費					○
16 光 熱 水 費					○
17 食 糧 費		5万円を超 えるもの	2万円を超 え, 5万 円以下	2万円以下	1万円以下

18	印刷製本費		50万円を超えるもの	20万円を超え、50万円以下	20万円以下	10万円以下
19	飼料費					○
20	修繕料		50万円を超えるもの	20万円を超え、50万円以下	20万円以下	10万円以下
21	通信運搬費				○	○
22	手数料		50万円を超えるもの	20万円を超え、50万円以下	20万円以下	10万円以下
23	保険料		50万円を超えるもの	20万円を超え、50万円以下	20万円以下	10万円以下
24	広告料		50万円を超えるもの	20万円を超え、50万円以下	20万円以下	10万円以下
25	委託料	500万円を超え、2,000万円以下	50万円を超え、500万円以下	20万円を超え、50万円以下	20万円以下	10万円以下
26	使用料及び賃借料	500万円を超え、2,000万円以下	50万円を超え、500万円以下	20万円を超え、50万円以下	20万円以下	10万円以下
27	洗濯料					○
28	負担金		20万円を超えるもの	10万円を超え、20万円以下	10万円以下	5万円以下
29	償還金		○			
30	公課費			○		○
31	繰出金		200万円を超えるもの	100万円を超え、200万円以下	100万円以下	
3	支出命令				○	○
4	返納		○			
5	資金前渡	200万円を超えるもの	100万円を超え、200万円以下	50万円を超え、100万円以下	50万円以下	20万円以下
6	予算の流用		○			
7	予備費の充用	10万円を超えるもの	10万円以下			
8	科目更正			○		